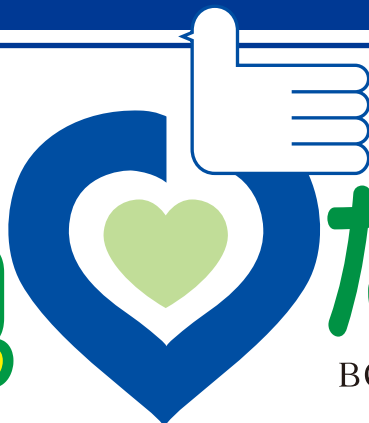


令和6年度版

暴追



だより

BOUTSUI-DAYORI

「大丈夫? バイトのつもりが詐欺加担」

(令和5年度全国暴力追放運動統一標語 最優秀作品)



EDION PEACE WING HIROSHIMA (写真提供: 広島市南区 城根多佳子)

公益財団法人 暴力追放広島県民会議

(広島県暴力追放運動推進センター)

ホームページ

暴力追放 広島

検索

巻 頭 言

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣



県民の皆様には、日頃から、暴力団排除活動をはじめとする各種警察活動に多大なるご協力とご理解をいただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

また、暴力追放広島県民会議におかれましては、昭和62年6月の設立以来、全国の模範となる暴力追放活動を幾つも推進され、暴力団排除に多大な貢献をされてこられたことに對し、敬意を表する次第であります。

さて、昨今の暴力団情勢ですが、警察の取締りや各種暴力団排除施策の浸透、地域住民、事業者の皆様のご協力により、暴力団構成員及び準構成員等の数は、平成17年以降、全国で減少傾向にあり、令和5年末における全国の暴力団構成員等の人数は約2万400人で、統計が残る昭和33年以降最少人数を更新しております。

一方で暴力団の資金源獲得犯罪は、これまでの恐喝、賭博、薬物犯罪等に加え、『匿名・流動型犯罪グループ』と関係を持ち、特殊詐欺や強盗、窃盗を敢行させるなど、その態様はその時々、社会、経済情勢に応じて多様化しております。

県内においても、全国同様、暴力団構成員等の人数は減少傾向にありますが、「六代目共政会」「三代目狭道会」「五代目浅野組」の3団体が、それぞれ組織の維持・拡大を図るため、資金源獲得犯罪を多様化させており、依然として県民の皆様に大きな不安を与え続けています。

全国では、山口組分裂に伴う対立抗争が継続しており、隣県においても銃器を使用した抗争事件が市民の身近な場所で発生するなど、依然として暴力団が地域社会の大きな脅威となっております。

暴力追放広島県民会議は、暴力団のその時々、情勢に合わせ、暴力相談対応や不当要求防止責任者講習の実施などにより、暴力団による不当行為から県民の被害防止を図り、暴力団排除活動の支援、暴力団構成員に対する離脱支援や社会復帰対策の推進など、県民生活の安全確保に向けた総合的な暴力追放活動を続けてこられています。

暴力団を社会から排除し、県民の平穏な生活を守るためには、官民が一体となった取り組みをしていくことが必要不可欠と考えており、県警察は、皆様の平穏な生活を守るため、引き続き多角的な取締りを実施して暴力団の資金源を遮断し、弱体化及び壊滅に向けた取組を推し進めて参りますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

暴排教育について

広島弁護士会
民事介入暴力対策委員会 副委員長
弁護士 **山本 紀史**

1 はじめに

近年、SNSを使った「闇バイト」による強盗事件や特殊詐欺事件が報道され、注目を集めています。

これは、SNS上で「高額バイト」「即日即金」などとうたって人を集め、強盗や特殊詐欺などの犯罪を行わせる手口です。募集にあたっては、仕事の内容は明らかにしないか、あるいは書類の受渡しなどごく簡易な仕事とされ、誰でも気軽に応募できるかのようになっています。

このような「闇バイト」による犯罪では、指示役は顔を見せず、集められた実行犯はSNSを通じて指示を受け、また実行犯同士の横の繋がりも希薄であることが多く、匿名性が高いのが特徴です。一定時間が経過すると通信履歴が消去されるなどの機能を有する匿名性の高いアプリ（Telegram、Signal等）を強制的にインストールさせて、これを利用して連絡を行うなどするようです。

簡単に稼げるアルバイトとして、成人だけでなく、青少年が「闇バイト」に応募して、知らない間に「受け子」などとして犯罪に加担させられたりするケースも見られます。応募にあたっては、あらかじめ免許証などの身分証明書を提示させられ、自宅住所など個人情報を押さえられているため、もし途中で抜け出そうとしても、親にばらすぞ、自宅に押しかけるぞなどと脅されて、抜け出せないようにされています。

指示役やその背後に、暴力団員やその関係者がいるということも、つとに指摘されているところです。

このような社会情勢に鑑み、教育の場において、青少年に対し、その危険性を伝えておく必要があるのではないかとというのが、近時の問題意識となっています。

2 政府の緊急対策プラン

SNSを使った「闇バイト」による強盗事件や特殊詐欺事件の続発を受けて、政府は、令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議を開き、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランを策定しました。

その内容は、(1)「実行犯を生まない」ための対策、(2)「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策、(3)「被害に遭わない環境を構築する」ための対策、(4)「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策と4つの項目に大きく分かれています。

このうちの(1)「実行犯を生まない」ための対策の1つとして、「青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発」が挙げられています。これはさらに4つの細目に分けられ、①青少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進、②児童生徒等の非行防止のための取組の推進等、③情報モラル教育の着実な実施、④青少年に対する広報・啓発の推進とされています。

このうち教育に関わるものとして、②児童生徒等の非行防止のための取組の推進等の細目には、次のように記載されています。

小学校、中学校及び高等学校における児童生徒の非行防止に関しては、各種通知や生徒指導の基本書となる生徒指導提要において、

- ・児童生徒本人からの前兆行動を把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや警察を含む関係機関等と連携し、アセスメントを行うこと
- ・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する「非行防止教室」等を実施することが有効であること

等を示しており、引き続き、「闇バイト」等の犯罪行為への加担防止も含め、児童生徒の非行防止に係る取組を推進する。

また、④青少年に対する広報・啓発の推進の細目には、次のように記載されています。

SNS等の利用を通じて青少年が「闇バイト」等情報に触れるなどし、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口等について情報発信する

このように、政府の緊急対策プランにおいて、青少年に対する「非行防止教室」等の実施による教育の必要性が説かれました。

3 暴排教育とは

暴排教育とは、暴力団排除教育の略です。

暴排教育を行う授業のことを「非行防止教室」等と呼んでいます。「排除」という言葉にはネガティブなイメージがあることから、これを避けたものです。

暴排教育につきまして、昨年7月に開催された民事介入暴力対策富山大会協議会において、詳細な報告発表がありましたので、これを参考に以下述べたいと思います。

平成21年に、福岡県において、全国に先駆けて暴力団排除条例が公布されました。福岡県暴力団排除条例では、暴排教育に関して、次のように規定しています。

第十四条

県は、学校（学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

上記第14条1項は、県が学校において暴排教育が行われるよう適切な措置を講ずる義務、同条2項は、教育に携わる者が青少年に対して指導・助言等適切な措置を講ずるよう努める義務、同条3項は、県が青少年の育成に携わる者に対して職員の派遣・情報の提供等必要な支援を行う義務が規定されています。

これらの規定に基づき、福岡県では、平成23年度からは、暴排先生と呼ばれる教員資格を有した暴力団排除教育専従の講師により、福岡県全域の中学校及び高等学校において、暴排教育が実施されています。同県では、県内の全中学校、高等学校の約95%程度の割合の学校で毎年暴排教育が実施され、現在に至っているとのことでした。

4 これからの暴排教育

広島県暴力団排除条例もそうですが、福岡県暴力団排除条例においても教育の目的は、①青少年が暴力団排除の重要性を認識すること、②青少年が暴力団に加入しないこと、③青少年が暴力団員による犯罪の被害を受けないようにすることとされています。

すなわち、規定上は、暴力団が排除対象となっています。

しかしながら、今日では、暴力団以外の半グレやSNSを用いた犯罪集団など反社会的勢力が台頭しており、青少年において、暴力団排除の重要性を認識するだけでは足りませんし、暴力団に加入しなければ十分なわけでもありません。

また、近年のSNSを使った「闇バイト」による強盗事件や特殊詐欺事件に見られるように、青少年が犯罪に加担してしまうケースもあります。そうだとすると、青少年が犯罪の被害を受けないようにするだけでなく、青少年が犯罪の加害者になりうることも意識

する必要があります。

東京の3つの弁護士会では、小学校、中学校、高等学校、大学等において、約10年前から、出前授業という非行防止教室を実施しているとのこと。授業時間は40分～45分程度、講師は弁護士3名程度で行なっていることが多いようです。

出前授業では、動画や画像を利用したり、弁護士が寸劇を行なうなど、子供たちに興味を持ってもらえるよう工夫がなされています。寸劇では、青少年が闇バイトに応募し、知らない間に犯罪に加担していく様子などを、弁護士が演じています。単に言葉で説明されるだけより、子供たちにおいても理解がしやすいのではないのでしょうか。

また、一方的な講義ではなく、子供たちに質問を投げかけ、子供たちの意見を求めるなど、双方向の授業となっています。例えば、「オレオレ詐欺の受け子をすれば、必ず捕まります。どうしてでしょうか？」と子供たちに質問します。子供たちは、どうして必ず捕まるのかを自分なりに考えます。何人か手を挙げて回答します。いろんな回答が出ます。そして、ある回答が出ます。「何度もするから。」弁護士がこれに答えて、「そう。一度受け子をやると、それが弱みになって脅されて、何度でもやらされる。捕まるまでやらされるから、必ず捕まることになるんですね。」このような双方向のやり取りによって、単なる知識の詰め込みでなく、子供たちが自ら考えることで、子供たちにより定着するのではないかと考えられます。

さらに、授業の最後には、子供たちにアンケートを取るなどしています。授業中には意見を言わなかった子供も、なんらかの意見なり感想なりを持っているはず。アンケートを取ることで、授業のフィードバックを得て、次の授業に繋げているようです。

近時、富山県でも、空手道場の生徒を対象に、弁護士が出前授業を行ったとのことでした。

広島においても、このような教育は必要なのではないか、広島弁護士会の民事介入暴力対策委員会でも検討しています。

5 終わりに

以前と異なり、今は誰もがスマートフォンやタブレット、パソコンなどを通じて、気軽に情報に接することができる時代になりました。インターネット上には、参考になる有益な情報もある反面、有害な情報も多く含まれているのが現状です。大人でも、情報の取捨選択をしなければならない時代となっています。

また、スマートフォン等を保有することの低年齢化も進んでおり、中学生や高校生でも持つ人は持っているようです。中学生や高校生でも、有害な情報に簡単に接することが可能な状況となっています。

昔であれば、暴力団だけを排除対象と考えていればよかったし、暴力団に関わらないようにしていれば、多くの場合、暴力団犯罪の被害を受けることもなかったと言えるでしょう。ましてや、犯罪に加担させられることなどは考える必要もなかったかもしれません。

暴力団に入るにしても、一足飛びということはなく、多くは暴走族を経たり、家庭環境が悪かったり、非行傾向が見られるなど、あらかじめ予兆が見られるケースが多かったのではないのでしょうか。

しかし、今は、非行傾向など全くない青少年でも、小遣いほしさに気軽に「闇バイト」に応募してしまって、いつの間にか犯罪に加担させられることがありうる時代となっています。

その意味では、昔と異なり、一瞬で^{かんせい}陥穽にはまってしまうかねない時代です。

このような時代に、大人たちがどのように子供たちを守ってあげられるか、そこが問われていると思われます。

暴排教育を通じて、子供たちに危険性を考えてもらうことは、その一つの方法なのではなかろうかと考えます。

以上

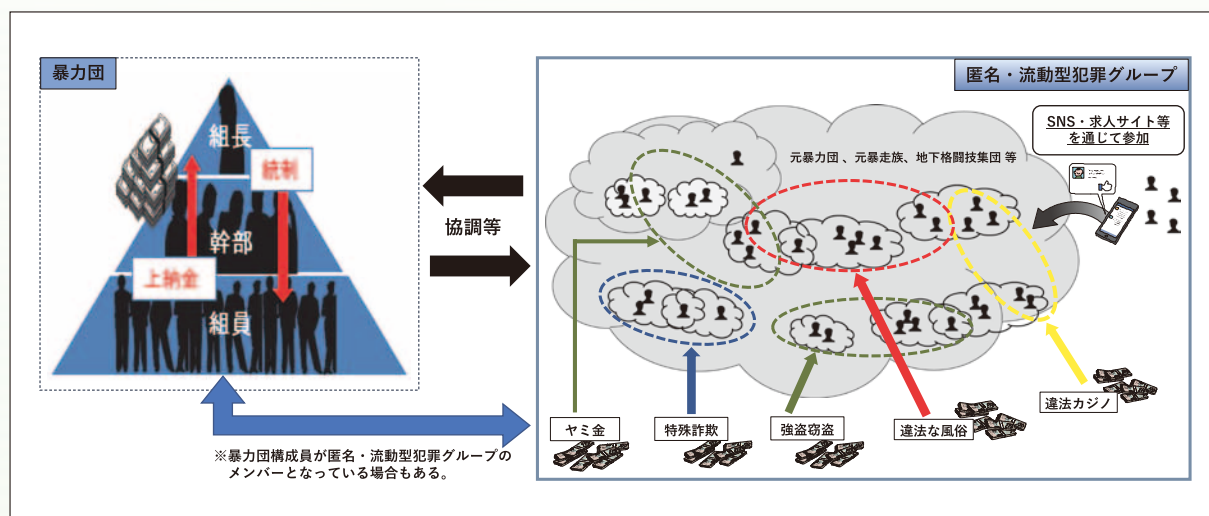
匿名・流動型犯罪グループの動向と特徴

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている例がみられるところ、こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

こうした中、近年、準暴力団として位置付けられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。こうした情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めている。

また、匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような集団の中には、暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。

出典：令和5年版警察白書、P128「匿名・流動型犯罪グループの動向と特徴」



出典：警察庁ウェブサイト（令和5年における組織犯罪の情勢）

暴力団情勢

1. 概況

令和5年末現在、全国の指定暴力団は25団体が指定されています。

全国では、六代目山口組と神戸山口組や、神戸山口組から離脱した隣県の岡山県を拠点とする池田組による対立抗争が依然として継続しており、市民生活の重大な脅威となっています。

広島県内では、対立抗争の波及による事件の発生は確認されていませんが、県内で活動する指定暴力団3団体（六代目共政会、三代目俠道会、五代目浅野組）は、これら抗争事件の当事者である山口組系組織と緊密な関係を有しており、本県への影響が危惧されるところです。

2. 暴力団構成員等の推移

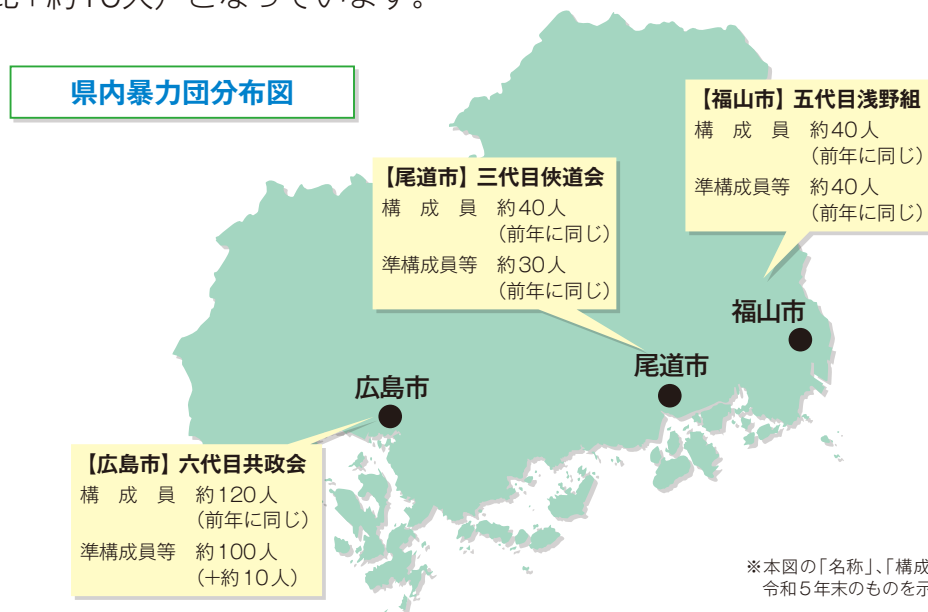
(1) 全国の情勢

全国の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和5年末現在で約2万400人（前年比約2,000人減少）と、19年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。うち、暴力団構成員の数は、約1万400人（前年比約1,000人減少）となりました。

また、主要団体（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会）の暴力団構成員等の数は、約1万4,500人（全暴力団構成員等の71.1%）、うち暴力団構成員の数は、約7,700人（全暴力団構成員の74.0%）となっています。

(2) 広島県内の情勢

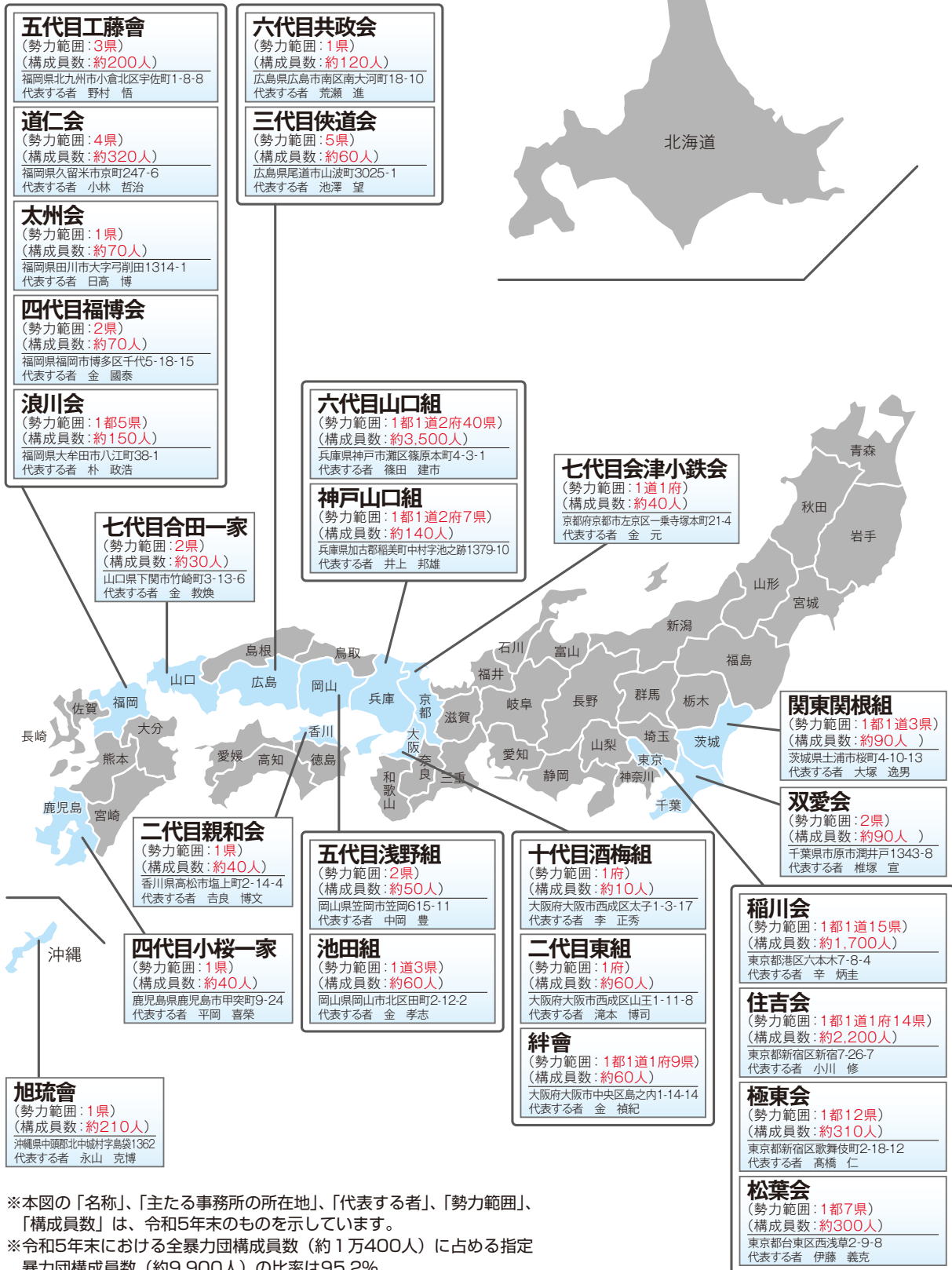
広島県内の暴力団構成員等の数は、令和5年末現在で約370人（前年比+約10人）うち暴力団構成員の数は、約200人（前年に同じ）、準構成員等の数は、約170人（前年比+約10人）となっています。



指定暴力団の状況

(令和5年末現在)

指定暴力団分布図(25団体)



※本図の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、令和5年末のものを示しています。
※令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%。

暴力団総合対策の推進

1. 暴力団総合対策の概況

警察では、「組織犯罪対策の推進」を運営重点に係る推進項目の一つとして掲げ、

- ◆ 暴力団員等の徹底検挙と資金源の封圧
- ◆ 暴力団排除活動の推進と
暴力団離脱者の社会復帰支援
- ◆ 暴力団情報の収集・分析
- ◆ 保護対策の徹底

など暴力団等壊滅に向けた総合的な対策を推進しています。

2. 暴力団員等の検挙状況

令和5年中、広島県警察では、暴力団構成員等を延べ約220人検挙しています。

特殊詐欺や違法薬物密売を含め、暴力団の威力を背景にした資金獲得活動が行われている現状にあります。

【主な検挙事例】

- 六代目共政会傘下組織組員による強要未遂事件
- 六代目共政会傘下組織組員による恐喝未遂事件
- 住吉会傘下組織組員による詐欺幫助、覚醒剤取締法違反等事件
- 三代目俠道会傘下組織組員らによる恐喝未遂、建造物損壊事件
- 六代目共政会傘下組織組員による恐喝、組織犯罪処罰法違反、強要未遂事件

3. 暴力団員に対する行政命令

暴力団対策法は、指定暴力団の暴力団員による暴力的要求行為や暴力団への加入強要等を規制しています。その違反行為に対しては、中止命令、再発防止命令、措置命令を発出できるとされています。

平成4年の暴力団対策法施行後、令和5年末現在、広島県警察においては、375件の行政命令を発出しています。

(令和5年中における行政命令事案)

- みかじめ料名目で金銭を要求した事案(中止命令) 2件
- 迷惑料名目で金銭を要求した事案(中止命令) 1件
- 代紋等を掲示していた事案(中止命令) 2件

広島県における行政命令の発出件数(過去5年)

団体名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
共 政 会	1	2	1	0	2
俠 道 会	1	0	1	1	1
浅 野 組	0	0	0	0	2
そ の 他	0	2	0	0	0
合 計	2	4	2	1	5

4. 暴力団排除活動の推進

広島県警や暴力追放広島県民会議では、暴力団取締りと連動させた暴力団排除活動を推進するため、国や県、各自治体、関係機関等と連携し、暴力団に対する資金源の枯渇化を図るとともに、暴力団が活動しにくい環境作りを推進しています。

(1) 公共工事等からの排除

広島県等県下自治体が発注した公共工事の受注者は、公共工事に関して暴力団等から不当な要求があれば発注者への報告と警察への届出が平成15年から義務づけられています。

(2) 公営住宅からの排除

県内全自治体で公営住宅から暴力団を排除するための条例改正がなされ、令和5年末までに、入居者及び入居希望者等が暴力団員であることが判明した数は、延べ49人で、これら全てを排除しています。

(3)生活保護からの排除

緊迫した状況にある場合を除き、暴力団員からの申請は却下させています。その結果、令和5年末までに県下の各市町で111件の申請却下又は受給廃止をしています。

(4)証券取引及び融資・預金取引からの排除

「広島県証券警察連絡協議会」を設立し、暴力団に対する取引拒否又は解約の措置を行っています。その結果、令和5年末までに、総会屋・暴力団員等52件に対し取引を拒否しています。

「広島県銀行警察連絡協議会」を設立し、全取引から暴力団を排除しています。その結果、令和5年末までに、暴力団等497件の口座開設、融資申込みを拒否しています。

(5)プロ野球からの排除

「広島東洋カープ・広島市民球場暴力団等排除連絡協議会」を設立し、球場からの暴力団・ダフ屋・不良応援団等の排除対策を推進しています。

(6)不動産取引からの排除

「広島県不動産団体・警察連絡協議会」を設立し、暴力団事務所の開設防止に努めるなどの暴力団排除活動を展開しています。

(7)生命保険からの排除

「広島県生命保険防犯対策協議会」を設立し、暴力団排除条項を導入し、生命保険の契約者、被保険者、受取人から暴力団を排除しています。

(8)建設業界からの排除

国土交通省中国地方整備局及び自治体等関係機関と連携して建設業からの暴力団排除対策を推進しています。

(9)警備業からの排除

「(一社)広島県警備業協会」では、暴力団排除条項の導入を推進するとともに、暴力団等反社会的勢力との関係遮断及び被害を防止するため、協会の発行する機関紙を活用しての広報啓発活動を推進しています。



全 国 表 彰

- 🏆 **金章** 池田 耕治（大竹市暴力監視追放協議会・相談役、写真左）
🥈 **銀章** 塚本 舜亮（三原市暴力監視追放協議会・会長、写真中央）
🥉 **銅章** 山本 基甫（呉市暴力監視連合会・会長）
団体 広島県建設業暴力追放対策協議会（会長・檜山典英、写真右）



中国ブロック表彰

- 功労者表彰** 浅田 克也（安佐北暴力追放協議会・会長）
前田 直秀（福山西地区建設業暴力追放対策協議会・会長）
功労団体表彰 呉市暴力監視連合会

暴力追放広島県民会議表彰

- 功労者表彰** 前田 直秀（福山西地区建設業暴力追放対策協議会・会長）
岡本 弘之（広島警察署管内建設業暴力追放対策協議会・副会長）
山岡 伸（府中暴力追放協議会・副会長）
馬場眞示郎（三次地区暴力監視追放協議会・副会長）
少前 幸充（安芸地区暴力追放防犯連合会・副会長）

- 功労団体表彰** 福山市遊技業協同組合
公益社団法人広島県宅地建物取引業協会北支部
大竹市料飲同業組合
東広島市タクシー防犯協力会
広島遊技業防犯協力会

- 感謝状** 株式会社プロバホールディングス
株式会社広島東洋カープ
株式会社サンフレッチェ広島
後藤建設株式会社

県内における暴排活動

～ そのバイト 暴力団の 受け子かも ～

(令和5年度全国暴力追放運動統一標語 優秀作品)



広島市暴力追放監視防犯連合会
「暴追パレード」



安佐南暴力追放防犯連合会
「特殊詐欺警戒活動」



安佐北地区建設業暴力追放対策協議会
「総会」



山県地区建設業暴力追放対策協議会
「総会」



東広島市暴力監視追放協議会
「暴追パレード」



福山市暴力監視追放協議会
「年末警戒パレード」



福山西地区建設業暴力追放対策協議会
福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会
「暴追啓発キャンペーン」



尾道警察署管内暴力追放対策協議会
「反社対応講習会」



三原市暴力監視追放協議会
「総会」



府中暴力追放協議会
「野球教室」



庄原市暴力追放協議会
「総会」



安芸高田市暴力監視追放協議会
「理事会」



世羅郡建設業暴力追放対策協議会
「役員会・総会」

県民会議からのお知らせ

～あなたの職場を反社会的勢力から守るために～

1 不当要求防止責任者講習事業

暴力追放広島県民会議では、暴力団対策法に基づいて広島県公安委員会から委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者の皆様に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などの講習を行っています。

昨年度は、**2,012名（講習回数46回）**の方が受講されました。

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」の位置付けに移行したことを受け、マスクの着用は任意としていますが、席の間隔を空けるなど、受講者が安心して受講できるよう配慮して実施しました。



責任者講習状況

2 暴力相談事業

昨年度中、暴力追放広島県民会議へ寄せられた暴力相談の件数は、

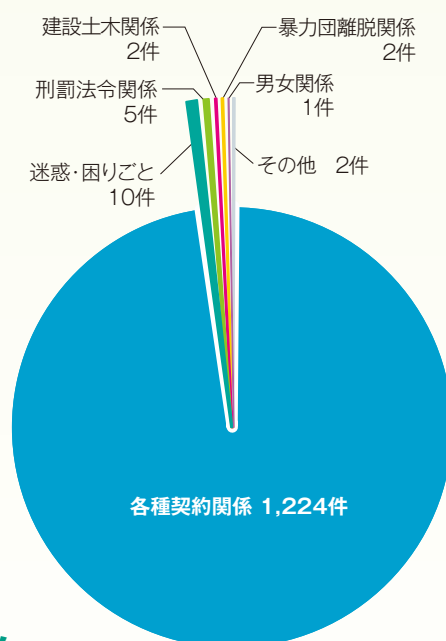
1,246件（前年度比-58件）

と高水準で推移しています。

相談内容は、反社会的勢力の排除気運の高まりや広島県暴力団排除条例の施行に伴い、各種契約に関する相談が最も多くなっています。

引き続き、暴力団等反社会的勢力からの不当要求や悪質クレーマーに関する相談、暴力団離脱者の社会復帰に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

暴力相談の内訳（令和5年度中）



3 暴力団離脱者の社会復帰対策事業

(1)暴力団離脱者の社会復帰対策の意義

暴力団を離脱した者が、犯罪を犯したり、再び暴力団に加入するような事態を防止するためには、暴力団離脱者が、正業に就き、責任ある社会生活を営むことによって健全な社会の一員となることが、更生への道となることを理解し、法務省、厚生労働省、都道府県警察、都道府県暴追センターと緊密な連携を取って事業主に協力を得て暴力団離脱者の就労支援を組織的に推進していくものです。

(2)支援規定について

暴力追放広島県民会議では、協力事業所として登録され、離脱者を雇用して頂いた場合には

ア 報奨金制度

事業所に対し、1ヶ月毎に1万円、最高6万円を支給します。

イ 身元保証制度（1年間）

損害や被害を受けた場合には、最高20万円の見舞金を支給します。

*住宅関連費用や、携帯電話の購入等の損害は、最高10万円

4 適格都道府県センターとしての暴力団事務所使用差止請求制度

国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けている当県民会議が、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けた場合、県民会議の名義をもって、代理で裁判を行う制度です。住民を矢面に立たせません。お問合せ、ご相談ください。

5 広報・啓発事業

暴力団排除の広報

県内プロスポーツ団体（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島等）などの協力を得て、「暴排ポスター」を作成しています。

また、広島県警察のホームページにバナー広告を掲載しています。

県民会議は、暴力団を排除し、安全で住みよい広島県を実現するため、県民に幅広く広報しています。

6 賛助会員を募集しています！

県民の総力を結集して暴排活動を推進するため、当県民会議の行う各種事業に、ご賛同・ご支援を頂ける皆様方に賛助会員の入会を募集しています。

入会の勧め

平成19年6月開催の犯罪対策閣僚会議の幹事会において、政府は、全ての業界に対して「反社会的勢力との一切の関係遮断」を要請しており、その政府指針のなかに、『企業の経営者は、善管注意義務として事業の規模等に応じた内部統制システムを構築し、運用する義務がある』とされています。

内部統制システムの構築には、一般的な法務に関する知識のほかに、日々変化していく反社会的勢力に対するノウハウも必要です。

当県民会議の賛助会員になって頂ければ、定期的に機関誌等の参考資料を送付しますので、「組織対応マニュアルの策定」、「反社会的勢力との関係遮断方策の策定」、「社員教育」等に役立ちます。

あなたの会社・社員を守るためにも、賛助会員の入会をお勧めします。

賛助会員入会手続きは、裏表紙を参照として下さい。

企業が行うべき反社対策チェック表

企業としての事前準備

／25

項 目	内 容	チェック
役員の反社会的勢力に対する理解	「反社会的勢力」及びその排除の必要性を理解している	
	「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」における5つの基本原則を理解している	
	広島県暴力団排除条例による関係遮断について理解している	
	役員向けの勉強会（セミナー）を開催している	
排除方針の周知徹底方策	取引を含めた一切の関係遮断の方針を社員に周知している	
	社員に対する反社対策教養を実施している（DVDの活用等）	
	ホームページ等に反社対策を構築していることを公表している	
担当部署の設置	体制を整備し、担当部署を設置している	
	不当要求防止責任者を選任し講習を受講させている	
具体的対応要領の構築	不当要求事案発生時のマニュアルを作成している	
	各担当者の役割分担（対応責任者、補助者等）を設定している	
	組織としての回答を準備している	
	対応する部屋（録音機など資機材を含む）を準備している	
	責任者講習修了証、暴追ポスター等を受付などに掲示している	
暴排団体等との連携強化	暴排団体（地域・職域）と連携している	
	外部専門機関（警察、民事介入暴力対策委員会〔弁護士〕、広島県民会議）と連携している（広島県民会議の賛助会員加入等）	
暴力団排除条項等の導入	規約、定款等に暴力団排除条項を導入している	
	事前排除のために表明・確約書を導入している（新規は特に必要）	
取引相手方の属性確認体制の構築	相手の申し出、面談状況（話し方、刺青の有無、指の欠損等）などから不審点を確認している	
	インターネットや同業者等の情報により、風評や過去の検挙事例を調査している	
	自社で固有情報をデータベース化している（外部漏洩防止策を厳格に講じる）	
	疑いがある場合に広島県民会議へ属性相談等を行っている	
有事の際の連絡通報体制の確保	有事の際には報告ルートに従ってトップまで報告している	
	担当部署限りで対応することはせず、組織全体で対応している（限定対応は、精神的負担が過大となり裏取引の危険性を生じる）	
	有事の際に迅速かつ適切に対応するために外部専門機関と人間関係を築き、即時連絡が取れる体制を構築している	

項 目	内 容	チェック
来訪者の確認	来訪者には受付で声かけをしている（来訪者のチェック）	
	来訪者の人定を確認している（社章、社員証、名刺など）	
	来訪者の用件（要求）を確認している	
	来訪者の車両の車両番号を確認している（できれば写真撮影）	
事実確認し 責任の所在を判断	相手方の言い分を鵜呑みにすることなく、事実確認を行っている	
	不当な要求か否か、組織で判断している	
	即答や約束はしない	
担当者を 孤立させない	役割分担を決めて、担当者を孤立させていない	
	相手側より多い人数で対応している	
対応内容の記録化	対応した内容は、確実にメモや録音などを行っている	
	録音機は、相手方に見えるように置き、録音することを告知している（悪質クレマーに対する無断録音等は許される場合がある）	
慎重で隙のない 対応	組織の管理権が及び施設内で対応し、会社側の席は退避対応可能な出入口側に取っている	
	相手が指定する場所に出向かない	
	対応時間を決めている（要件に見合った面接時間を設定）	
	揚げ足を取られないように言動に注意している（曖昧発言禁止）	
	詫び状など書類の作成・署名・押印はしない	
	決裁権を持つトップに対応させない	
	湯茶などの接待をしない（居座り防止、受傷防止の観点から）	
	相手方が反社会的勢力の疑いがある場合には、初めから契約自由の原則に基づいて、契約を拒絶している	
躊躇せず 警察に通報	反社会的勢力の目的は金であることを理解し、必要以上に恐れず 落ち着いて対応する	
	警察に通報する一定の基準を設けている	
	通報担当者を決めている（離れた場所で冷静に判断する）	
	機を失せず警察に通報する（通報が遅れるほど被害が拡大する）	
	警察に通報しない案件でも事後に広島県民会議へ相談している	
	違法行為は、警察へ被害届を提出し、法的に対応する	

※広島県民会議は、「公益財団法人 暴力追放広島県民会議」を示す。

広報・啓発事業

暴排ポスターの紹介

暴力追放広島県民会議では、毎年様々な「暴力団排除ポスター」を作成しています。事業所受付等に掲示してご活用してください。(ご入り用の方は県民会議まで)



DVD紹介

(公財) 暴力追放広島県民会議では、暴力団等反社会的勢力による不当要求から企業を守るために、不当要求対応DVDを各種揃えております。社内研修や講習会にご活用ください。



No.1 それでええんか!? ~不当要求撃退法~

54分

第1話「書籍購入要求の撃退法」~11分
第2話「忘年会申込みの撃退法」~10分
第3話「公共工事下請参入の撃退法」~23分
悪い対応例・良い対応例などを示し、実務に直結した撃退法を解説(チャプター1~3の選択可)

(公財) 暴力追放広島県民会議企画



No.2 断絶

31分

資金繰りに窮した会社経営者が、素性も不明な投資顧問会社(共生者)を利用したことで、その後、数々の契約取引の要求を受け、最終的に会社が暴力団に食い物にされていく様子や、それに立ち向かう会社の対応要領をドラマ風に描いている。



No.3 黒い契約者

30分

暴力団サイドの視点から、不動産会社、ホテルに対して不当要求に及んでいく手口・方法を描写しながら、暴力団組織内の階層的な上下関係、上納金制度を分かりやすく説明するとともに「暴力団は金が全てである」ことをドラマ風に描いている。また「暴力団排除条例」についても分かりやすく説明している。



No.4 負けへんで! NAVIS Part II

36分

「交通事故」「店舗営業」「マンションの賃貸借」「機関誌購読強要」「近隣トラブル」に暴力団が関与するなど、事例に基づいたトラブル編と解決編とで分かりやすく解説



No.5 社会VS暴力団

39分

(1) 芳香剤の卸業者と取引のある顧客が暴力団関係企業であることが発覚。暴追センター、警察、弁護士らと一体となり「暴力団排除条項」を導入し契約解除に成功した。
(2) 刑事事件として事件化した上で、改正暴対法による「代表者責任追及」の訴訟の動きから、暴力団側が慌てて被害金を弁済するに至った事案



No.6 暴力追放シミュレーション ~ロールプレイング形式~

30分

あなたの会社やお店に突然訪れる暴力団関係者など、不当要求者に対して、どう対応すれば良いのか、実際に体験し訓練するシミュレーション型のロールプレイング



No.7 決別への道

35分

平成23年10月1日に東京都暴力団排除条例が施行された。その条例は、都民の生活にどのように関わってくるのか。そして経済活動においては、どのような注意が必要なのか、暴力団を排除するために重要なのは、都民一人一人が「暴力団と交際しない」という強い意志と勇気を持つことである。いまこそ都民は「暴力団排除」という「決断」をしなくてはならない。



No.8 闇にひそむ影

40分

暴力団のフロント企業との不動産契約を暴排条項や表明確約書を活用して破棄する事例と以前から暴力団と契約を結んでいた商店街が暴力団排除条例の施行を契機に暴力団排除に乗り出す事例を紹介



No.9 不当要求の手口と対応 基礎知識編

35分

暴力団・暴力団関係企業、総会屋、会社ゴロ、せせ行為、クレーマー、反社会的勢力の傾向とChapter1~8に分けて構成されており、それぞれの手口と対応について基礎知識として紹介



No.10 不当要求の手口と対応 実務Q&A編

40分

事例①書籍購入強要
事例②クレーマーとして企業を悩ます不当要求
事例③しつこい勧誘
事例④架空請求として社員個人への攻撃
繰り返される悪質な手口と対応をピックアップしたもの。



No.11 不当要求の手口と対応 迷惑電話&クレーマー編

56分

執拗な迷惑電話の手口と対応。あるいは、クレーマーの種別と対策など悪質な手口と対応をピックアップし、企業の総務担当者を迎え、企業の悩みや対応例を交えて解説(チャプター1~8の選択可)



No.12 不当要求・クレームへの初期対応 効果的な必殺ワードと対策ポイント

42分

電話、インターネット、直接面談による不当要求への対応として、それぞれ再現ドラマによりポイント解説をし、初期対応に焦点を当て、不当要求側へのNGワードと必殺ワードを紹介

社員教養等でご活用ください。貸出期間は1週間です。

賛助会員入会手続き

1 賛助会費（年会費）

- (1) 団体 年額 1万円（1口）以上
- (2) 個人 年額 5千円（1口）以上

2 加入手続き及び会費の振込要領

- (1) 「入会申込書」に必要事項を記載のうえ、暴力追放広島県民会議へ提出して下さい。

入会申込書は、ホームページのPDFをダウンロードして頂くか、当県民会議事務所に来所して頂ければ申込書をお渡しします。

なお、提出は郵送でも、持参して頂いてもかまいません。

- (2) 「入会申込書」を提出後、審査手続きを経て入会が決定すれば、各振込可能

な金融機関口座の資料を送付しますので、何れかの口座に振り込んで下さい。

3 会員証等の送付

- (1) 振込を確認後、賛助会員の証、基本理念記載書、賛助会員ステッカーなど、各種資料を送付します。
- (2) 翌年度からは、年度初めに「会費納入通知書」を送付します。

4 寄附金の税額控除

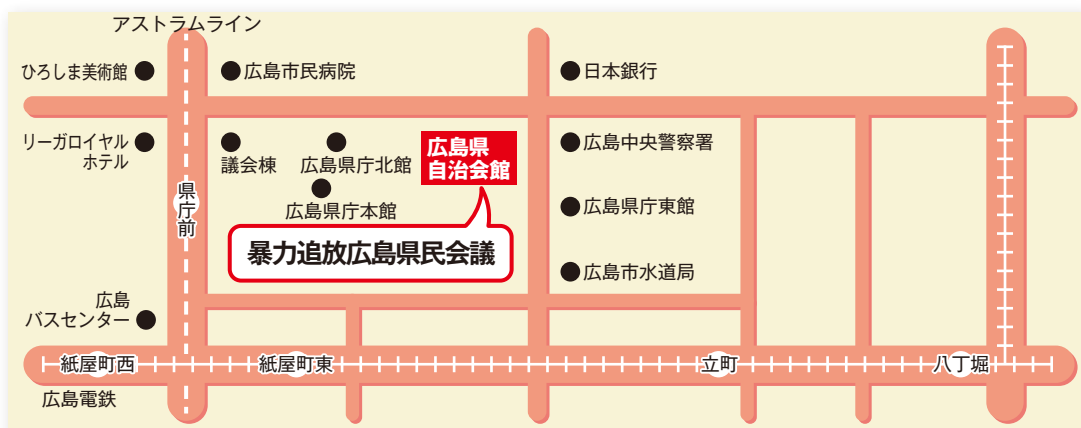
当県民会議は、寄附金優遇措置の対象法人(特定公益増進法人)であり、年会費は、寄附金扱いとなり、手続きに必要な「寄附金受領証明書」を送付します。

暴力団追放三ない運動 ^{プラス}ワン

暴力団を利用しない
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない



(公財)暴力追放広島県民会議 事務局

広島市中区基町10番3号 広島県自治会館3階

TEL 082-511-0110 FAX 082-511-0111

相談電話 082-228-5050

ホームページ

暴力追放 広島

検索